

静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画（案）パブリックコメント

- 1 意見聴取日時：令和5年12月22日（金）～令和6年1月12日（金）
- 2 意見聴取状況：20人から102件の御意見をいただいた
- 3 意見と対応

No.	項目	意見要旨	対応案
1	Ⅰ 基本計画策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次長期計画に記載していた、改編（再編整備）による新構想高等学校に関する具体的な計画については、各地区で開催する「地域協議会」で聴取した地域の意見を踏まえ、今後、県教育委員会が具体的な方針を決定」と示されるに留まり、少子化による生徒数の減少や公立高等学校の受け入れ比率等、県全体で検討しなければならないことが先送りされた感が残る。地域の意見を聞く機会を丁寧に持つことも大切なことだが、生徒数の減少は待たなしの状況であり、「地域協議会」の具体像も含めて、本県の高次教育の在り方を早急に考える機会の全体像が示さることが必要であると感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（P11～13）「Ⅲ本県高等学校を取り巻く現状と主な課題」において、全国的な課題と本県の課題を記載し、それぞれの課題に対する取組を各項目で具体的に記載しています。また、（P14～51）「Ⅳ県立高等学校の今後の在り方」では、各高等学校と協力して取り組むものや、地域と連携して取り組むものなどを整理しており、さらに各項目には「目指す方向性」として、今後、重点的に取り組む事項等について記載しています。基本計画に記載の方向性や取組の具現化に努めます。
2	Ⅰ 基本計画策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・「3 基本理念」では、本県の教育理念、高等学校学習指導要領及び経済協力開発機構（OECD）が推進する「ウェルビーイングの実現」「エージェンシー」も記載され、教育における県、国、海外との関係が整理することができるものだった。学習指導要領とともに、国の教育施策である中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(R3.1)に言及があれば更によいと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（P3）御指摘のとおり、現代社会に求められる資質・能力の育成に向けた記述について、「学習指導要領」の内容に加え、「令和の日本型学校教育」の内容も本文中に記載しました。
3	Ⅰ 基本計画策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・誰一人取り残さないとのキーワードが出てくるが、教育委員会の障害者雇用率は、数値目標を達成しているのか。行政や教育現場で率先して達成していなければ、誰一人取り残さないという言葉が生きてこない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用率については、障害者活躍推進計画（令和2年度～令和6年度）において、個々の障害特性に合わせた合理的配慮の実施やキャリア形成を支援する環境づくり等に取り組んでおり、引き続き、障害のある教職員が働きやすい職場となるよう環境整備に努めます。 ・教育を受ける権利は、日本国憲法で保障されている基本的人権であり、この地に暮らす誰もが人生の夢を実現し、幸せを実感するための基盤となる「誰一人取り残さない教育の実現」に全县を挙げて取り組んでいく必要があります。そのため、激しい社会変化の中でも、「誰一人取り残さない教育」を実現し、生徒一人ひとりの特性等にに応じた多様な可能性を伸ばすことができる学校づくりを社会全体で進めていくこととしています。
4	Ⅰ 基本計画策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・誰一人取り残さないとのキーワードが出てくるが、在学中に疾病等で通学困難となり、やむを得ず長期欠席を余儀なくされた生徒への対応はどうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校には、個に応じた教育を提供する学びのセーフティネットとしての役割もあります。遠隔授業に係る制度が改正されたのを受け、本県においても病気療養等でやむを得ず長期欠席を余儀なくされた生徒の状態等を踏まえ、適切な対応が可能となる体制整備に努めます。
5	Ⅱ 第三次長期計画の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 取組の実施状況及び成果」「（1）魅力あふれる高等学校の実現」「（ア）普通科改革・専門学科改革」では、国が進める普通科改革についての記載があるが、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」にその旨が記載されていることから、脚注に記載があると国の施策とのつながりが明確になると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（P5）「2 取組の実施状況及び成果」の冒頭の全体説明の中で、本県が第三次長期計画に基づいてこれまで推進してきた取組と「令和の日本型学校教育」の内容とのつながりを意識した記載としました。
6	Ⅱ 第三次長期計画の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじのくに国際高等学校」について、ディプロマプログラムを長期的に検証し、その結果を公表する等、透明性を高めることを明示するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際バカロレア教育は「一部のエリートのための英語教育」との間違ったイメージもありますが、県としては世界的に評価されている「探究的な学びのための教育プログラム」と捉えており、その成果と課題を逐次検証し、共有（広報）していくことは当然のことと考えています。そのため、ふじのくに国際高等学校においても、ディプロマ・プログラムの導入後に、継続して検証等に努めます。
7	Ⅱ 第三次長期計画の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連障害者権利委員会報告」をふまえ、「インクルーシブ教育システム推進の在り方」ではなく「インクルーシブ教育推進の在り方」とするべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、国連障害者権利委員会は、分離された特別支援教育の中止に向け、障害の有無に関わらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画の作成を求めています。文部科学省は、国連障害者権利委員会の勧告を踏まえて、特別支援教育は中止せず、引き続き「インクルーシブ教育システム」の推進に努めていく方向性を示しています。このことを踏まえ、県教育委員会では、「インクルーシブ教育システム」の考え方の下、引き続き、特別支援学校と高等学校の生徒交流等を通じた「共生・共育」を進めていきます。
8	Ⅱ 第三次長期計画の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「インクルーシブ教育システム」ではなく、「インクルーシブ教育」に依拠した内容（ひとつの学校の中で共に学ぶ）に改めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、国連障害者権利委員会からは、分離された特別支援教育の中止に向け、障害の有無に関わらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画の作成を求めています。文部科学省は、国連障害者権利委員会の勧告を踏まえて、特別支援教育は中止せず、引き続き「インクルーシブ教育システム」の推進に努めていく方向性を示しています。このことを踏まえ、県教育委員会では、「インクルーシブ教育システム」の考え方の下、引き続き、特別支援学校と高等学校の生徒交流等を通じた「共生・共育」を進めていきます。

No.	項目	意見要旨	対応案
9	Ⅱ第三次長期計画の実施状況	・自校通級は『静岡中央高校3キャンパス』のみの為、巡回通級を全日制を含めた多くの高校で今後実施する必要があるが、現在、県教委HPには巡回通級実施校が公表されていない。他県では、通級による指導に対応できる高校を県教委のHPで情報提供して、発達障害など、配慮が必要な生徒の進路先の決め手となっている。静岡県として、もう少し踏み込んだ通級指導等の情報提供を検討し、今回の計画に明記してもらいたい。	・御指摘を参考に、特別に支援が必要な生徒等の進路選択に役立つよう、今後、巡回通級実施校の情報について、HP等での公表を検討します。
10	Ⅱ第三次長期計画の実施状況	・「特別支援学校高等部分校」へ進学できる生徒は「知的障害のある生徒」に限られている。「分校」に入りたいが入学資格のない「軽度知的障害」や「知的障害は無いが特性があり支援が必要な生徒たち」の受け皿となる県立学校（高等特別支援学校、高等学校）の設置に対しては県としてどのような考えがあるのか知りたい。また、設置に向けた検討をお願いしたい。	・平成30年度より、県立静岡中央高等学校3キャンパスにおいて、自校通級による指導を、令和元年度より、希望する県立高等学校において、専門的スキルを持った講師の派遣による巡回通級による指導を実施しています。受講生徒の個別の指導計画をもとに、個々の指導内容を定め、個別指導やグループ指導を通して、多くの生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう取り組んでいます。引き続き、通級指導の強化に努めます。 ・県教育委員会では、高等学校のセーフティネット機能の向上に向けて、医療・福祉機関等との連携による支援体制の構築に取り組んでいます。また、各機関の役割や必要な体制等について県庁内の関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。
11	Ⅱ第三次長期計画の実施状況	・「（3）誰もが学びやすい高等学校の実現」「（ア）特別支援学校分校の設置、巡回による通級指導等の実施」や「（イ）ICT環境の充実、施設・設備の整備推進」などは、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」にその旨が記載されていることから、脚注に記載があると国の施策とのつながりが明確になると思う。	・（P5）「2取組の実施状況及び成果」の冒頭の全体説明の中で、本県が第三次長期計画に基づいてこれまで推進してきた取組と「令和の日本型学校教育」の内容とのつながりを意識した記載としました。
12	Ⅲ本県高校を取り巻く主な課題	・人口減少が叫ばれる中、障害のある子ども（特に知的障害は無いが特性のある子ども＝中学卒業後に特別支援教育から外れてしまう子ども）の数は増えているが、県として彼らを一人前の大人に育てる上での教育上の計画が基本方針の中からは見えてこない。彼らの存在がいらないものとして扱われているように思える。	・（P36）本県では、平成30年度から通級による指導を行い、生徒一人ひとりの特性を把握した「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用により、個々の生徒に応じた切れ目のない支援体制の充実を図っています。
13	Ⅳ県立高校の今後の在り方（1, 2）	・各高校は、地域社会のなかでどのような役割を担うことができるか、考える必要がある。	・（P14～15）高等学校に求められる役割について、「進学や就職に向けた知識・技能等を修得する場」、「地域との連携・協働による地域人材を育成する場」、「学びのセーフティネットとして教育を保障する場」の視点で整理しました。
14	Ⅳ県立高校の今後の在り方（1, 2）	・高等学校に求められる役割について、核心が述べられていると期待したが、私は解釈できなかった。	・（P14～15）高等学校に求められる役割について、「進学や就職に向けた知識・技能等を修得する場」、「地域との連携・協働による地域人材を育成する場」、「学びのセーフティネットとして教育を保障する場」の視点で整理しました。
15	Ⅳ県立高校の今後の在り方（1, 2）	・公立高校が果たしている役割を明示するべき。	・（P14～15）高等学校に求められる役割について、「進学や就職に向けた知識・技能等を修得する場」、「地域との連携・協働による地域人材を育成する場」、「学びのセーフティネットとして教育を保障する場」の視点で整理しました。
16	Ⅳ県立高校の今後の在り方（1, 2）	・今後取り組むべき事項として列挙されていることは必要性のあるものばかりだと思うが、総花的な印象を受ける。さらに、学校、市町・関係機関、事務局にとって、新規・追加業務であったり関係者間の調整が必要であったりするなど、さらなる負担増が想定され、財政負担が伴うものも多い。事項の必要度、即効性、働き方改革の視点等から総合的に判断して、優先度を決めて取り組んでいくべきである。	・本県の県立高等学校を取り巻く課題は多岐にわたっています。そのため、本計画に基づき、関係する高等学校、地域（自治体）、機関等と課題を共有し、必要に応じて関係部署と協議等を進めながら取り組みます。
17	Ⅳ県立高校の今後の在り方（1, 2）	・過剰情報量の社会生活においては、生徒に対して、情報の真偽を見極め、正しい情報を活用する資質を養うことが求められる。クリティカル・シンキングを身に付けることが大切である。	・生徒一人ひとりが、責任ある行動がとれる力を様々な学びの中から身に付けられるよう、自らの望む進路と向き合い、自己肯定感を得ながら主体的に課題に取り組める学習内容やカリキュラムを開発・導入するとともに、自己実現に向けて学習に主体的に取り組める体制づくりに取り組みます。
18	Ⅳ県立高校の今後の在り方（1, 2）	・「行ける学校」と「画一」の項を読んでも、これらの用語について説明している記述は見当たらない。（「行ける学校」に近い概念として「学力」が挙げられているが、「学力」を否定しているわけではない。また、「画一」の説明は何もない。）したがって、結局のところ、「行ける学校」と「画一」のどちらも「基本方針」段階から表記することなく、「行きたい学校への変革」、「多様への変革」とするだけで十分だったはずだと思う。	・（P16）「『行ける学校』から『行きたい学校』への変革」では、学力や知名度だけで高等学校を選ぶのではなく、生徒一人ひとりが自己実現に向けて主体的に学校や学科を選択できる体制づくりに取り組んできます。また、「『画一』から『多様』への変革」では、教科学習以外の生徒の様々な能力を評価し、多様な個性や可能性を引き出していく学びの展開に取り組めます。 ・（P8）「Ⅱ第三次長期計画の実施状況 3更なる発展的な取組が必要な事項」の中で、これまでの課題を踏まえて、今後取り組むべき内容を整理して記載しています。今後、生徒一人ひとりが、自己実現に向けて主体的に学校や学科などを選択できる体制づくりに学校間の壁を越えて取り組みます。

No.	項目	意見要旨	対応案
19	IV 県立高校の今後の在り方 (1, 2)	<ul style="list-style-type: none"> 「(3) 教育基盤の確立《「教育基盤」の視点》」の「…人口減少が進む中で、公教育に求められる学びの機会を提供する観点から、学校の規模と配置のバランスを確保します」にある「公教育」という表現は、私立学校における教育も「公教育」という面を持ち合わせていることから、「公立学校」又は「公立高等学校」としたほうがよいと思う。基本方針では「公立高等学校としての役割を踏まえた学科のバランスの検討」と表記しているので整合性を取るのがよいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> (P17) 御指摘のとおり、P17とP19の文言の示す内容は同じであることから、P17の「公教育」を「公立高等学校」に統一しました。
20	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「PR動画の作成・配信、SNSの活用、ホームページの充実、一貫性のある見やすいフォーマットデザインなど」の実施主体を明示すべき。また発信等が教員の負担増とならないよう配慮する旨を明示すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 各高等学校の特色ある取組等については、県教育委員会のホームページや学校紹介動画でも掲載しています。そのため、各高等学校と県教委がそれぞれが様々な手法を組み合わせることで中学生や保護者、中学校関係者等に情報を分かりやすく発信しています。また、発信等が教員の負担増にならないよう、ICTの専門家等による助言や支援が受けられる体制を確保しています。
21	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校のホームページやパンフレットは各学校の特色が分かりにくく、私立高校とは雲泥の差があると感じる。学校見学においても授業を廊下から見るだけで、学校説明も充実していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各高等学校の特色ある取組等については、県教育委員会のホームページや学校紹介動画でも掲載しています。今後も、様々な手法を組み合わせることで中学生や保護者、中学校関係者等に、より一層分かりやすい情報発信に努めます。
22	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> コース制が個別最適となるだろうか。教科横断的な学びが求められ、理系・文系という区分けをしないカリキュラムが求められていると私は感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領では教科等横断型の重要性が示されています。学習指導要領に定められた指導内容を押さえた上で、生徒の自主性や学習意欲を喚起するために、地域や生徒のニーズを踏まえた学科・コース(類型)等の検討や、探究的な学びの充実など生徒の興味・関心を深める学びを展開する必要があると考えています。 今後は、リベラルアーツ、STEAM教育、情報通信ネットワークの適切な活用など、社会で求められる幅広い視野や能力を育むための教育内容の更なる充実を図ります。
23	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 新たな学科を作ることが必要だろうか。新たな学科として「スペシャリストを育てる」指導者、施設、環境を用意するための経費はかなり大きくなると思われる。また、その学科の「ニーズ」をどう分析するのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 賀茂、小笠、沼津の3地区において、高等学校の在り方の検討に当たり、中学2、3年生とその保護者、公立高等学校の1、2年生に高等学校教育に関するアンケートを実施しました。アンケート結果からは、学んでみたい学習分野について、既存の学科以外の分野を選択する生徒が多数いたことから、新たな学科の設置の必要性を考えています。
24	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 生徒の学びに関する共通の方向性」「＜多様な学習選択の仕組み＞(P17)」以降、本基本計画では、「探究的な学び」「探究的な学習」「探究的学習」「探究学習」という4つの表記がみられる。基本計画全体では、「探究的な学び」の記述が多くみられるが、敢えて表記を変えたのか、変えたとしたらその意図がわからない。「探究的な学び」で統一したかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、一般的な表記として用いる場合は「探究的な学び」としました。ただし、固有名詞として用いる場合は除きます。(例：探究学習担当者研修会、探究学習地区別研究協議会)
25	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省の「これからの高校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」(R5.8.31)では、「多様性への対応」とともに、「共通性の確保」がキーワードとなっている。基本計画案では、「多様性への対応」は意識されているが、「共通性の確保」の視点が足りないのではと感じている。「共通性の確保」について、第一に大切なのは、学習指導要領に則り各校が定め、教育委員会が認めた教育課程により、適切な教育が行われ、生徒の資質・能力を高めることである。「(資質・能力)は、学習指導要領に示された「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」を指します)。高校教育の大部分はそのために行われているので、当たり前ではあるが、明記しておくことが必要だと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> (P20) いただいた御指摘を参考とし、＜多様な学習選択の仕組み＞の項目において、高等学校教育の一定の水準を確保するために、学習指導要領が示す内容を確実に指導した上で、各学校における多様な学びが可能になることを記載しました。 また、生徒一人ひとりの個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」と、個々の進路にかかわらず、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられる「共通性の確保」を併せて進めることの必要性を記載しました。 「共通性の確保」に向け、学習指導要領が掲げる理念を押さえた上で、多様な学科やコース等の検討、探究的な学びの充実の展開が必要であることを記載しました。
26	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、「共通性の確保」について、以下のことに取り組んでいくことが重要、としている。 <ul style="list-style-type: none"> ①自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成 ②自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成 ③自己の存り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成 ④義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスのとれた土台の形成 基本計画案では、②、③に関連する表現は含まれている。しかし、①の自己理解、自己決定・自己調整ができる力の育成、④の知・徳・体のバランスのとれた土台の形成に関する表現については、示されているように思えない。国として行っている現在進行形の議論の中で大切だと示されている共通性については、何らかの形で「共通」の項目で触れるべきだと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> (P20) いただいた御指摘を参考とし、＜多様な学習選択の仕組み＞の項目において、高等学校教育の一定の水準を確保するために、学習指導要領が示す内容を確実に指導した上で、各学校における多様な学びが可能になることを記載しました。 また、生徒一人ひとりの個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」と、個々の進路にかかわらず、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられる「共通性の確保」を併せて進めることの必要性を記載しました。 「共通性の確保」に向け、学習指導要領が掲げる理念を押さえた上で、多様な学科やコース等の検討、探究的な学びの充実の展開が必要であることを記載しました。
27	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「生きる力」を養うために各学校は、実際の教育活動を想定しながらICT技術の活用について研究する必要があるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、ICTを効果的に活用できる教員を更に増やすため、企業や大学等と連携した、授業におけるICT活用のイメージを共有できる研修の実施と、その研修で得た内容やスキルを授業で実践できる環境の整備を一体的に進めます。

No.	項目	意見要旨	対応案
28	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育、ICTを活用した教育を進めることは賛成だが、実際に扱う人が必要になる。遠隔教育を先行して実施している北海道、高知県では、加配措置により人員を配置し、運用していると聞いている。機械や設備があれば魔法のようによい教育ができるということではなく、人によるところが大きいので、それを行う人をどのように確保するかについても議論を進めることができるよう、明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(P14) 「IV 県立高等学校の今後の在り方 1 目指す県立高等学校像」の中で、「人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公教育に求められる学びの機会を提供するための教育基盤（学校規模・配置、施設、人員等）を確保する。」としています。今後には当たっては、各学校の実態や他県の取組状況等を踏まえ、様々な視点から検討を進めます。
29	(1) 共通の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「高校生が高度な学問に触れ」るためにコース等の設置を検討する必要性や理由として、前段落の内容ではやや説得力に欠ける（無理がある）と思われる。 大学等との学びの連続性が可能となるコース等の設置は、文科省のWWL事業が目指すアドバンスト・ラーニング・ネットワークの構築を想定したものだと考えられるが、現状の教育課程でも余裕がない学校が多い中、カリキュラム・オーバーロードになりかねず、慎重に検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(P22) <大学等と連続性のある学び>の前段落の内容と、後段の高校生が高度な学問に触れるためにコース等の設置が必要になることとのつながりを考慮した内容に修正しました。 ・大学等との学びの連続性が可能となるコース等の設置については、各高等学校の実態を踏まえ、引き続き、十分な話し合いを通じて検討していきます。
30	(2) 普通科・普通系専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・併設型について、県内全ての小学生や保護者にとっての選択肢となるよう機会均等の観点から、他地区での設置を検討する必要性は理解できるものの、少子化の進行に伴って中学校の統合が進められている現状に鑑み、新たな県立中学校の設置が必要となる併設型の新設には慎重になるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を参考とし、「併設型中高一貫教育校」の新設については、関係地域の意向等を踏まえるとともに、地域の中学校への影響等を勘案し、慎重に検討します。
31	(2) 普通科・普通系専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに国際高等学校について、6 ページにあるように、多部制定時制課程（単位制）の双方を表記することが必須と考える。30 ページは「定時制課程」の項であるので現状の記載（多部制単位制高等学校）で可とするとしても、21 ページでは、法に定める高等学校の課程として「定時制課程」を表記すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(P25) 御指摘のとおり、「(エ) 新たな学科の設置等の検討」の中で、「ふじのくに国際高等学校」(多部制定時制課程(単位制)) の下線部を追記しました。
32	(2) 普通科・普通系専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・「理数科として、学習内容と生徒個人の進路希望との整合性が課題となっている学校もある」とあるが、文科系進路希望の生徒が多く理数専門科目を履修・修得するのに苦勞しているなどのことを指しているならば、それは当然の「学校の」課題であって、これを県教委の「計画」において言及することが必要なか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、生徒が理数科を選択したものの、結果的に文科系大学等へ進学する生徒が多くなることは各学校の課題ですが、こうした課題から学科改善につながる事例があります。そのため、県教育委員会では、学校と適切な学科改善等を検討する必要があることから、本文中に記載しています。
33	(2) 普通科・普通系専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 普通科・普通系専門学科」「(オ) 中高一貫教育の推進」(P22～P24) では、現状の中高一貫教育についての成果と整理されて、「目指す方向性」として「・地域の実態や適正配置等を踏まえた併設型および連携型中高一貫教育校の新たな設置を検討します」と記している。検討の際には「県立中等教育学校」についても検討してはどうか。個人的な意見だが、「併設型」より「中等教育学校」の方が、中高一貫教育のねらいが達成されるように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「併設型中高一貫教育校」の設置とともに、「県立中等教育学校」の設置については、関係地域の意向等を踏まえるとともに、地域の中学校への影響等を勘案し、慎重に検討します。
34	(5) 定時制・通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・定時制・通信制課程のみ支援充実するのではなく、全日制を含めたすべての課程において、セーフティネット機能や福祉的役割が必要な生徒がいるとの認識で、計画を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校には、個に応じた教育を提供する学びのセーフティネットとしての役割を果たすことも重要になっています。入学後の学習内容とのミスマッチによる中途退学や、家庭環境や社会環境による貧困化、不登校、ヤングケアラーなど多様化する生徒の実態に即し、生徒の様々な状況にきめ細やかに対応する学びのセーフティネットの充実に取り組みます。
35	(5) 定時制・通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの生徒が私立の広域通信制に通っている現状を踏まえて、静岡県との連携が喫緊の課題であると考えているが、この連携について踏み込んだ検討をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会では、県内中学校卒業者の広域通信制高等学校への進路状況は把握しています。引き続き、県私学振興課及び県公立高等学校協議会等でも情報共有します。
36	(5) 定時制・通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導から生徒支援にシフトしていく中で、教職員だけの対応には限界があり、外部連携構築が必要であると考えられる。スクールカウンセラー (SC) やスクールソーシャルワーカー (SSW) など、既に拠点高校に配置されているが、SCは県内全校配置（常勤）、SSWも更なる配置を進めることで、外部との連携が構築でき、教職員の資質向上につながるものと考えられる。また、SCやSSWの増員は、高等学校教育における学びのセーフティネット機能や福祉的役割も担っていることから必要であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の抱える諸問題にきめ細かく対応するため、関連する支援員や専門機関等との連携による学校のセーフティネット機能の整備・強化を図るとともに、インクルーシブ教育システム推進の在り方について検討していきます。
37	(5) 定時制・通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・どの公立高校にも困難を抱える（特に知的障害は無いが特性のある子ども＝中学卒業後に特別支援教育から外れてしまう子ども）生徒がいる前提で支援体制を整えなければならないのではないか。本当に定時制・通信制だけに限定してよいのか。また「多様な生徒」も、どの高校にも進学が可能であり、在籍しているのが当たり前でなければならないではないか。進学先が限定されているようで違和感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(P13) 御指摘の内容を踏まえ、県立高等学校全体で支援体制の整備に取り組むため、「Ⅲ 本県高等学校を取り巻く現状と主な課題 3 生徒一人ひとりの背景や特性の多様化」の中で、特別な支援が必要な生徒等の支援・受入れ体制の整備の必要性を記載しました。 ・(P15) 【高等学校に求められる役割】の中で、様々な困難を抱える生徒の状況に応じた教育を提供する「学びのセーフティネット」としての役割を担うことを記載しました。

No.	項目	意見要旨	対応案
38	(5) 定時制・通信制課程	<p>・どの学校に所属していても、多様な生徒の「困りごと」に対応できる大人（教員だけでなく福祉・医療・サポステその他）とつながることができるように環境整備をする事が必要だと考える。どの高校にも存在するであろう「困っている高校年代の子ども」に対して、静岡県として「子どもに対する支援」の窓口としての「公立高等学校」が求められており、学校だけが抱えるのではなく、外部の専門機関と連携するなど柔軟に対応していただけたらと考える。</p>	<p>・(P15)【高等学校に求められる役割】の中で、様々な困難を抱える生徒の状況に応じた教育を提供する「学びのセーフティネット」としての役割を担うことを記載しました。</p> <p>・平成30年度から通級による指導を行い、生徒一人ひとりの特性を把握した「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用により、個々の生徒に応じた切れ目のない支援体制の充実を図っています。</p>
39	(6) 共生・共育	<p>・「自閉情緒学級・通級指導教室に在籍する生徒」の進路として、県立高校内に彼らの学びの場が用意されていないように感じている。年々、増加の一途を辿っている彼らが「適切な支援を受けながら学べる県立高等学校」の設置の考えはないか。</p>	<p>・平成30年度より、県立静岡中央高等学校3キャンパスにおいて、自校通級による指導を、令和元年度より、希望する県立高等学校において、専門的スキルを持った講師の派遣による巡回通級による指導を実施しています。受講生徒の個別の指導計画をもとに、個々の指導内容を定め、個別指導やグループ指導を通して、多くの生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう取り組んでいます。</p> <p>・県教育委員会では、高等学校のセーフティネット機能の向上に向けて、医療・福祉機関等との連携による支援体制の構築に取り組んでいます。また、各機関の役割や必要な体制等について県庁内の関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。</p>
40	(6) 共生・共育	<p>・この数年間で、小・中学校の特別支援学級在籍数は、知的発達に遅れがない、自閉・情緒障害の児童・生徒の増加率が大変高いと思うが、この生徒たちの中学卒業後の進路先としては、特別支援学校高等部分校では対応できないことを認識したうえで、分校設置推進を今後も続けていくのか。推進を続ける場合は、この生徒たちの中学卒業後の進路先をどのように確保するのか、県としての考えを今回の計画に記載することを検討出来ないか。</p>	<p>・特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、特に、高等部の生徒数の増加が顕著です。そのため、施設狭隘化の解消に向けて、今後も特別支援学校本校及び高等部分校の設置を推進します。</p> <p>・義務教育段階で特別支援学級在籍の自閉・情緒障害の生徒の進路については、家庭、自治体、専門家等の意向及び適切な判断を踏まえた上で、個々の進路目標に沿って丁寧に対応しています。</p> <p>・県教育委員会では、高等学校における「共生・共育」の更なる推進に向け、各機関の役割や必要な体制等について関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。</p>
41	(6) 共生・共育	<p>・巡回による通級指導が始まり、高校における特別支援が進んだことは大変ありがたい。対象となる生徒が進学先を決定する際の判断材料として「巡回通級実施校の公表」をお願いしたい。</p>	<p>・御指摘を参考に、特別に支援が必要な生徒等の進路選択に役立つよう、今後、巡回通級実施校の情報について、HP等での公表を検討します。</p>
42	(6) 共生・共育	<p>・「特別な支援が必要な生徒」を受け入れる仕組み【内申点のいらない入試】・【入学後の支援体制強化（教員増）】・【卒業後の出口支援】【外部の専門家（福祉・医療・行政・サポステ等）との連携】を整えることが急務だと考える。このような仕組みづくりの検討を強く望む。</p>	<p>・部分的な支援は実施されていますが、新しく検討を要する内容も含め、「特別な支援を要する生徒」への入学から卒業に向けたトータル支援について検討します。</p>
43	(6) 共生・共育	<p>・「特別な支援が必要な生徒」は増加しており、一般的な高等学校に限らず、徳島県立みなと高等学園（発達障害・軽度知的障害の生徒のための特別支援学校だが、高等学校の卒業資格も取れるコースがある学校）のような「SSTや地元の商工会議所との連携が充実した特別支援学校」が必要だと考える。保護者が一番懸念する「特性に配慮しない教育による二次障害」を被ることなく、高校年代に適切な支援を受けながら、地域の人と企業に繋がりが、卒業後に地元で働ける人を育てていける公立の高校を作る考えはないか。「自閉情緒学級や通級指導教室の生徒」は他の子どもと等しく「静岡県の子ども」なのに、高校年代の学びは公立学校（県立高校・特別支援学校）から見放されている。ぜひ公立高等学校の門戸を彼らに開いて欲しい。</p>	<p>・平成30年度より、県立静岡中央高等学校3キャンパスにおいて、自校通級による指導を、令和元年度より、希望する県立高等学校において、専門的スキルを持った講師の派遣による巡回通級による指導を実施しています。受講生徒の個別の指導計画をもとに、個々の指導内容を定め、個別指導やグループ指導を通して、多くの生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう取り組んでいます。</p> <p>・県教育委員会では、高等学校のセーフティネット機能の向上に向けて、医療・福祉機関等との連携による支援体制の構築に取り組んでいます。また、各機関の役割や必要な体制等について県庁内の関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。</p>
44	(7) 公私連携	<p>・中卒者数が減少傾向にある中、公立が概ね3分の2と設定するため募集定員が減り続けている一方で、私立の募集定員はほとんど変わっていない。公立高校における生徒受入れについて、「…を踏まえ、公立受入れ実績に応じて検討」していくとすると、中卒者数の減少とともに公立の受け入れ実績はさらに減少し続けることになり、定員を充足している公立高校（「行きたい学校」）も学級減せざるを得ず、中学生や保護者のニーズに応えられない事態となる。「公私連携」と言うのであれば、中卒者数の減少に応じて、私立高校の募集定員の在り方も検討されるべきである。（県監査委員会からも、「少子化の傾向は今後続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向でよいのか」と意見が出されている。）</p>	<p>・(P37) 御意見を踏まえ、下線部のように変更します。</p> <p>「『静岡県公私立高等学校協議会』における協議等を通じて、公私の生徒受入れ、役割分担及び連携等、県全体の高等学校教育の在り方や方策を検討します。公立高等学校における生徒受入れについては、中学校卒業生数の動向や私立高等学校を選択する生徒の状況を踏まえ、公立受入れ実績を考慮して検討しますが、ルールや詳細な内容の見直しが必要な場合の対応については、『静岡県公私立高等学校協議会』等において検討を行います。」</p>

No.	項目	意見要旨	対応案
45	(7) 公私連携	<p>・今後の記述において、私立高等学校を選択する生徒の「状況を踏まえ」などとせず、「増加を踏まえ」としている意図は何か。「これまでの増加の状況から、(あるいは、県の減免措置の施策から、) 今後とも増加するとの判断の下、」と述べてしまっているように解釈される。これに続き、「公立受入れ実績の状況によっては、現行ルール「3分の2」自体を減じる可能性もある」こととも解釈される重要な部分である。</p>	<p>・(P37) 御意見を踏まえ、下線部のように変更します。 「『静岡県公立高等学校協議会』における協議等を通じて、<u>公私の生徒受入れ</u>、役割分担及び連携等、県全体の高等学校教育の在り方や方策を検討します。公立高等学校における生徒受入れについては、中学校卒業生数の動向や私立高等学校を選択する生徒の状況を踏まえ、公立受入れ実績を考慮して検討しますが、ルールや詳細な内容の見直しが必要な場合の対応については、『静岡県公立高等学校協議会』等において検討を行います。」</p>
46	(7) 公私連携	<p>・私立選択者が令和6年度入試以降も増加するとの根拠は現時点では何もないことから、「今後とも増加する前提」を県教委が予め示そうとしているならば、極めて恣意的・誘導的である。(それとも、県の減免措置が一層拡充されるような方向があるのか。) この段落はどのように表記しても私学側には好意的に解釈される箇所であるだけに、県立高校を所管する県教委が示す内容として公正さを欠くような記述とは決してならないよう、「方向性」の記述とあわせて、繊細かつ適正な記述に改めるべきと考える。</p>	<p>・(P37) 御意見を踏まえ、下線部のように変更します。 「『静岡県公立高等学校協議会』における協議等を通じて、<u>公私の生徒受入れ</u>、役割分担及び連携等、県全体の高等学校教育の在り方や方策を検討します。公立高等学校における生徒受入れについては、中学校卒業生数の動向や私立高等学校を選択する生徒の状況を踏まえ、公立受入れ実績を考慮して検討しますが、ルールや詳細な内容の見直しが必要な場合の対応については、『静岡県公立高等学校協議会』等において検討を行います。」</p>
47	(7) 公私連携	<p>・生徒数の公私割合を従来の2:1に戻すこと。</p>	<p>・近年の私立高等学校受入れ割合の増加に伴い、公立受入れ割合が減少しており、従来の2:1に戻すのは厳しい状況ですが、今後も県立高等学校の魅力化・特色化を行い、公立受入れ割合の増加に努めます。</p>
48	(7) 公私連携	<p>・公私の関係をドラスティックに考えられないか。「行ける高校」より「行きたい高校」の中で、私学に対する厚遇が大きいのではないかと(予算面、学校としての自由度等)。公立も私立も「中学生の求める高校」を目指すのであれば、例えば入試を公私同日にし、公私とも2次募集で欠員を補う(あるいは3次募集も必要であろう)ことはできないだろうか。</p>	<p>・入学者選抜制度については、専門委員会(中高校長)等で、多様性と透明性を兼ね備えた制度の継続的な協議を進めます。</p>
49	(7) 公私連携	<p>・公私の募集定員の在り方について、今年度、静岡県の監査委員が意見を示したことは非常に重要である。監査の意見では、平成15年の公立高等学校協議会において「私立高校は特に募集定員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定するようになって以降、私立の定員は増加しているのに対し、公立高校の定員は大幅に減少していること、提案から20年以上が経過しており、少子化が今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるにするにはこのまま公立高校を減らしていく方向でよいのか、公立、私立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど、協議の場が必要であることが述べられている。 監査の意見を踏まえて、少子化が進行する中で静岡県の高教の将来像をどのように設計していくのか、私立高校の定員の在り方も含めて、大きな視点で議論をすることが必要である。本計画においても、公私の定員の在り方は今後の重要な検討課題であること、可能であればどのような方針で今後検討を行っていくかについて示してほしい。</p>	<p>・(P37) 御意見を踏まえ、下線部のように変更します。 「今後も、『静岡県公立高等学校協議会』における協議等を通じて、<u>公私の生徒受入れ</u>、公私における受入れ、役割分担及び連携等、県全体の高等学校教育の在り方や方策を検討します。公立高等学校における生徒受入れについては、中学校卒業生数の動向や私立高等学校を選択する生徒の状況を踏まえ、公立受入れ実績を考慮して検討しますが、ルールや詳細な内容の見直しが必要な場合の対応については、『静岡県公立高等学校協議会』等において検討を行います。」</p>
50	(7) 公私連携	<p>・「2 人口・生徒数の減少」で示される「今後も生徒数の減少傾向は続き、令和19年3月には現在より約11,000人少ない21,681人になることが推測されています」という生徒数の減少は、1(1)で記したように危機感をもって今後の高等学校の在り方を検討しなければならない数字である。P34の「IV 県立高等学校の今後の在り方」「3 学びの変革《「生徒」の視点》」「(7) 公私連携」にも再掲し、地域の意見とともに在り方検討の際の重要な数字であることを繰り返し示すことが必要である。</p>	<p>・(P37) 御指摘のとおり、生徒数減少は今後の県立高等学校の在り方を考えて行く上で重要な問題としてしていますので、本文に再掲しました。</p>
51	(7) 公私連携	<p>・「(7) 公私連携」(P34)については、「(ア) 公立高等学校の生徒受け入れ」と「(イ) 教育活動における連携」の2項目に分けて記述した方がよいと思う。その際には「(7) 公私連携」を「(7) 県全体の高等学校教育の在り方」などの表記に変更してはどうか。</p>	<p>・(P37) 御意見を踏まえ、(7)の項目名を「公私連携」から「<u>公立高等学校の生徒受け入れと公私連携</u>」の下線部を追加します。</p>
52	(7) 公私連携	<p>・公私比率2:1としているが、近い将来1:1に限りなく近づく。そうなれば、今後、公立高校が20校近く姿を消すことになる。現在の中学3年生の進路希望のほぼ9割が公立高校志望と聞く。それがなぜ1:1に近づくのか。早急で抜本的な議論を始めてほしい。</p>	<p>・(P37) 御意見を踏まえ、下線部のように変更します。 「『静岡県公立高等学校協議会』における協議等を通じて、<u>公私の生徒受入れ</u>、役割分担及び連携等、県全体の高等学校教育の在り方や方策を検討します。公立高等学校における生徒受入れについては、中学校卒業生数の動向や私立高等学校を選択する生徒の状況を踏まえ、公立受入れ実績を考慮して検討しますが、ルールや詳細な内容の見直しが必要な場合の対応については、『静岡県公立高等学校協議会』等において検討を行います。」</p>
53	(7) 公私連携	<p>・公立高校の入試日程に問題がある。一般的に私学入試は公立高校に比べて一か月早い。受験生にとって高校入試は過緊張の連続である。私学に合格した中学生にとって公立高校の入試に向かう一か月は大きなハードルである。公立の入試日程について議論するべきである。</p>	<p>・入学者選抜制度については、専門委員会(中高校長)等で、多様性と透明性を兼ね備えた制度の継続的な協議を進めます。</p>

No.	項目	意見要旨	対応案
54	(8) 入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校生徒や集団生活が苦手な生徒、発達特性により得手不得手が極端な生徒に対して、一律でつけられる内申点は不利となり、進学する高校の選択肢が狭まっているため、間口を拡げ、尖った才能を伸ばせる場所をつくって欲しい。また、保護者にかかる費用負担も、健常児よりもかかるため、負担軽減もお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜制度については、専門委員会（中高校長）等で、多様性と透明性を兼ね備えた制度の継続的な協議を進めています。 ・尖った才能を伸ばす場所づくりの一例として、自由と多様性を象徴する多部制単位制高校の「ふじのくに国際高等学校」を令和6年度から開校します。国際バカロレア教育の導入等により、探究的な学びを深めるカリキュラム及び学習内容を実践する予定です。 ・県立高校に通う生徒を対象として、巡回による通級指導やコミュニケーションスキル講座の実施、専門家及び関係機関と連携した生徒、保護者、教員の支援に取り組んでいます。また、精神科医への相談体制も整っており、医学の立場から特別な教育的支援が必要な生徒に対する支援体制を確保しています。
55	(8) 入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの都道府県で、内申点で評価しない全日制の入試制度を採用している。静岡県は他県と比較しても多様な生徒に対しての入試制度の選択肢がなく内申点評価となっている。知的発達に遅れがない、自閉・情緒障害の支援学級在籍生徒の進路拡充のためにも早期の検討をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の入学は調査書、学力検査等を資料として入学者者の選抜を行うことになっており、全ての都道府県で調査書に各教科の学習の記録の記入を求めています。ただし、特別な事情があるときは調査書を選抜のための資料としないこととできることになっており、静岡県においても、長期欠席生徒選抜では調査書に代わり副申書を活用しています。
56	(8) 入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」が掲げる「自らの個性に応じて能力を磨き」の「能力を磨く場所」は静岡県の全ての公立高校にあると信じているが、生徒と保護者が公立高校への進学を望んでも「前例がない・内申点が違う」などの指導を受けて、受検を諦めている事例を多数見聞きしている。そのため、特別支援学級と通級指導教室の生徒と保護者へ向けて「県教委から進学ニーズ実態調査」の実施や、「公立高校を目指すあなたへ」に表記されているよう、「支援級から公立高校に進学が可能であること」を各地に出向き、対象となる全ての生徒・保護者へ丁寧に説明するための進学説明会を開催して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての中学3年生に配布する公立高校を目指すあなたへIにて「特別支援学校や特別支援学級からも公立高校に出願することができる」ことを掲載し、周知しています。進路指導は、生徒一人ひとりの状況を踏まえ中学校にて行われており、本課から中学校に対する説明会等を通して説明しています。 ・各機関の役割や必要な体制等について県庁内の関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。
57	(8) 入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・進路先として特別支援学校高等部も視野に入れている生徒は、進学スケジュールを一般的な生徒より早く決定しなくてはならない（中2の3学期に進路先をほぼ決定し、中3の1学期に学校見学・2学期に体験入学する必要がある）ため、義務教育課とも連携し、対象となる児童・生徒の保護者に向けて「進学ガイダンス」などの丁寧な説明が必要だと考える。また、中学3年の2学期に進路先を決定するのでは遅すぎることを理解した上での「特別な進路指導」が必要だと考える。例として、公立高校のオープンスクールは中3生が対象となっているが、特別支援学校高等部を選択する可能性のある生徒は中2の時点でのオープンスクール参加を認めて欲しい。オープンスクールも行けない上に、早く決断を迫られるのはフェアではないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校では、中学校3年生を対象とした一日体験入学のほか、広く一般に学校の教育活動を公開するオープンスクールを行っている学校が多くありますので、ご参加下さい。 ・各機関の役割や必要な体制等について県庁内の関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。
58	(8) 入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な生徒の進路（進学先・スケジュール・福祉・医療・行政などの関係機関・卒業後の進路先など）について知識のある教職員（担任、指導担当、管理職）が少なすぎる。教員によるカバーできないのであれば、外部機関と連携し学校内で活動できるような柔軟な対応をしていただきたい。日々不安に悩む親子を減らすためにも、学校の教職員の業務改善のためにも、誰もが助かるような柔軟な仕組みを全国に先駆けて静岡県教育委員会の先生方のお力を貸していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校では、特別支援学校のセンター的機能の活用し、特別支援学校で蓄積してきた教育上の経験やノウハウを活かした支援が受けられる体制を整えています。 ・県教育委員会では、高等学校のセーフティネット機能の向上に向けて、医療・福祉機関等との連携による支援体制の構築に取り組んでいます。また、各機関の役割や必要な体制等について県庁内の関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。
59	(8) 入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な生徒が進学先として勧められがちな「私立通信制高校」について、どのような学校であるか（特別な支援の実例、立地、授業内容、費用、校内の雰囲気、進学先、中退率、外部との連携など）を県として把握して欲しい。本校がどこであろうと、県内に設置されている以上、県教育委員会として実態を把握する権限はないか。特に、「特別な支援が必要な生徒に対してどのような支援がなされているか」は、静岡県内に在住する子どもの権利を守る意味でも、学校毎に調査し公表していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会では、県内中学校卒業者の広域通信制高等学校への進路状況は把握しています。引き続き、県私学振興課及び県公立高等学校協議会等でも情報共有します。
60	(8) 入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・「（8）入学者選抜」（P35）については、「…全国で活躍する部活動のブランド化などの例が多く見られます」との記載があり、本県がそうするというのではないと思うが、「ブランド化」という表現は避けた方がよいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外募集について、一般的な傾向を記載しています。
61	地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「…議論を踏まえ、地区ごとに具体的な高等学校の方向性を示すブランドデザインを作成します」とあるが、他地区の高校（公立・私立）に進学する生徒も一定数いる現状があり、都市部・周辺部・中山間地等、状況も異なる。各地区の状況を関係者間で共有し、協議することは大切であるが、ブランドデザインについては、当該地区を中心としつつも県全体の状況を踏まえた方向性として、設置者である県教育委員会が責任もって作成すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（P41）御指摘を踏まえ、本文に「各地区の地域協議会において「適正規模・適正配置の考え方」に基づいた県立高等学校の在り方についての議論を踏まえ、県教育委員会が地区ごとに具体的な高等学校の方向性を示すブランドデザインを作成します。」の下線部を追記しました。

No.	項目	意見要旨	対応案
62	地域協議会	<p>・令和4年度は3地区、令和5年度3地区、その他の地区は令和6年度以降順次開催予定と記載があるが、他県の例では、グループを作り担当者が、すべての市町をまわり、市・町の教育委員会の課題を把握して、義務教育終了後、高校でも引き継がれていく課題について、どのように切れ目のない支援体制を整えるか検討することが喫緊の課題であると考えている。何年もかけて地域ごと協議する時間はないと考えている。</p>	<p>・地域協議会は、各地域の自治体の長、市町教育委員会の長、地元の産業界代表、地域の高等学校及び中学校PTAの代表などで構成されています。また、当該地域の教育現場の声を聞く必要があることから、オブザーバーとして、地元の高等学校長や中学校長も協議に参加することで、よりよい高等学校の在り方の検討に向けて深い議論を進めています。そのため、各地域の実態やニーズに応じた高等学校の在り方や教育活動、地域との連携方策について、学校を支える地域住民とともに考えや思い等を共有するために、長期的な視点で丁寧に地域の意見を聞く場としており、それぞれの関係者が対面による建設的な意見交換により、より具体的な高等学校の在り方を協議しています。</p>
63	地域協議会	<p>・「(2)地域協議会」(P38)では、その役割や今後の展開について示され、趣旨は理解できたが、生徒数の減少は待たなしの状況であり、「地域協議会」の具体像やスケジュールも含めて、本県の高校教育の在り方を早急に考える機会の全体像を示す必要があると思う。</p>	<p>・各地区の地域協議会において「適正規模・適正配置の考え方」に基づいた県立高等学校の在り方についての議論を踏まえ、県教育委員会が地区ごとに具体的な高等学校の方向性を示すグランドデザインを作成します。作成したグランドデザインに基づき、各高等学校の在り方の方向性を決定していきます。</p>
64	地域協議会	<p>・「(2)地域協議会」では「高等学校」「県立高等学校」「学校」という表記が使われていますが、整理し表記する方がよいと思う。</p>	<p>・(P41)御指摘を踏まえ、本文の内容を改めて精査し、整理して表記しました。</p>
65	適正規模・適性配置の考え方	<p>・全日制課程の適正規模について「1学年の定員が240人から320人」を基本とする理由は理解できるものの、現状でも適正規模を下回る学校が6割以上であり、現実的ではないと思われる。さらに、本基本計画の最終年度である令和10年度末の中卒者数は、現状から1割近く減少し、3万人を割り込むことが見込まれる。仮にこの減少分の3分の2を公立高校の学級減で対応するとすると、現状からさらに60学級近くの学級減が必要になる。学校規模が縮小し続けると、適正規模の理由としている学びの機会の保障が担保できなくなり、公立高校が「行きたい学校」ではなくなる悪循環に陥ると考える。公立、私立ともに地域を超えて進学する生徒が一定数いる現状にも鑑み、地域協議会で地域の意見を聴取し共有しつつも、県教育委員会として全県的な視野に立って、早急に改編(再編整備)を進めていくべきである。</p>	<p>・(P44)「目指す方向性」にも記載がありますが、実学系の学校など地域における教育の多様な選択肢を確保するための学校や、教育空白域を回避するための学校については、地域バランスを踏まえて設置に配慮しつつ、本計画が示す適正規模及び適正配置の考え方に該当しなくなった高等学校については、生徒にとって適正な教育環境、多様な教育の確保、限られた教育資源の効果的な配分の観点から、改編(再編整備)を検討します。</p>
66	適正規模・適性配置の考え方	<p>・1学級の人数を減らし、学級数を増やし県単であっても教員数を増やすことが、教員一人一人の事務量を減らすことになり、生徒と向き合い、質の高い教育が実現されることにならないのではないか。</p>	<p>・県立高等学校の1学級の生徒数については、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、学級定員を原則として1学級40人としていますが、35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、弾力的な学級編制に関する研究を進めていきます。</p> <p>・全国都道府県教育長協議会等を通じ、高等学校における1学級40人を標準とする高校標準法を改正し、35人以下学級の標準の早期実現を国に対して継続的に要望していきます。</p>
67	適正規模・適性配置の考え方	<p>・「探究的な学びなどの充実」「一人ひとりの能力や適正を伸ばす」「地域との連携」を推進することと、教員の「多忙化への対応」を両立するために、「日常業務の精選や効率化」「外部人材の活用」が示されているが、これは両立しない。思い切って、教員定数を増やし、「新静岡型」の教育政策を展開する必要性を強く感じる。</p>	<p>・探究的な学びの充実に向けて、オンライン上で地域資源を共有し、教員間の意見・情報交換、相談等を日常的に可能とするオンラインプラットフォームを活用するなど、地域連携に熱心な教員による属人的な取組や一過性の盛り上がりで終わらないよう、教員の業務負担の軽減を踏まえた持続可能な推進体制の構築に取り組めます。</p> <p>・(P14)「IV県立高等学校の今後の在り方 1目指す県立高等学校像」の中で、「人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公教育に求められる学びの機会を提供するための教育基盤(学校規模・配置、施設、人員等)を確保する。」としていますが、今後には当たっては、各学校の実態や他県の取組状況等を踏まえ、様々な視点から検討を進めます。</p>
68	適正規模・適性配置の考え方	<p>・「適正配置の考え方」における「1学年の定員240人を満たしていない高等学校」、「教育空白域を回避するための学校」、「…考え方に該当しなくなった高等学校」、「該当する学校」などの表現から、県教委がそのような整理(定義)を明確に示そうとする姿勢であるものと解釈した。弾力的な学級編制についての研究、適正配置についての整理(定義)のどちらも効果的に記述しようとしていると思う一方、35人学級と240人とに数的関連性がないことが原因だと思うが、後段の整理(定義)をどのように具体的に進めていくのかが今ひとつ明確にならないと感じた。</p>	<p>・例えば、240人学級を8学級に展開(30人学級)することや7学級に展開(34人が5学級と35人学級が2学級)することなど、少人数学級(35人以下学級)での運用については、各高等学校の実態や方針を考慮し、また、既に35人学級編制をしている高等学校の状況を検証し、教室の効率的な活用方法も含め、弾力的な学級編制に関する研究を推進します。</p>
69	適正規模・適性配置の考え方	<p>・定員割れした学校であっても機械的にクラス減を行わず、35人学級などで運用すること。その際も教職員の定数は維持する。福井県や富山県など県独自の予算をつけているところも多い。</p>	<p>・県立高等学校の1学級の生徒数については、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、学級定員を原則として1学級40人としていますが、35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、弾力的な学級編制に関する研究を進めていきます。</p> <p>・全国都道府県教育長協議会等を通じ、高等学校における1学級40人を標準とする高校標準法を改正し、35人以下学級の標準の早期実現を国に対して継続的に要望していきます。</p>

No.	項目	意見要旨	対応案
70	適正規模・適性配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する生徒に対して個別最適な学びを進めることはよいと思うが、多様な生徒に個別に対応していくには、現在の40人学級よりも35人学級が望ましい。個別最適な学び、協働的な学び、探究的な学びを進めていくためには、1クラス35人を定員とした上で、小中学校で実施したように、40人学級と同じ教職員定数を県単独の措置により確保することが必要であると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校の1学級の生徒数については、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、学級定員を原則として1学級40人としていますが、35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、弾力的な学級編制に関する研究を進めていきます。 全国都道府県教育長協議会等を通じ、高等学校における1学級40人を標準とする高校標準法を改正し、35人以下学級の標準の早期実現を国に対して継続的に要望していきます。
71	小規模校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念には「誰一人取り残さない教育の実現」とあるが、第三次長期計画には「2年連続して入学者が15人を下回った場合は募集停止」及び本計画の「適正配置の考え方」では、「教育空白域を回避するための学校については、学びの拠点として地域バランスを踏まえた設置に配慮」とあり、これらは矛盾しているのではないかと。過疎地の小規模校の維持継続を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次長期計画では、(P4)「1学級規模の分校等にあつては、2年連続して入学者が15人を下回った場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障の観点等から募集を停止し、他地域で高等学校教育が受けられるよう、地元自治体との調整を図る」としています。本計画でも分校等の募集停止要件については内容を踏襲しておりますが、過疎・中山間地域において教育空白域を生じさせないよう、小規模であっても学びの拠点の確保に配慮します。また、将来的に募集停止になった場合でも、当該地域で教育空白域が生じる場合は、生徒が他地域で高等学校教育が受けられるよう、高等学校へ通学するためのコミュニティーバス等を整備するなど、地元自治体との協議の場を設置して支援策を検討します。
72	小規模校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 「1学級規模の分校等」について、学校自体が存置継続される場合、分校化される場合、の基準を明示するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> (P46)基本方針及び本文中に「授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障等の観点から、入学者数が2年連続15人未満の場合は、原則として募集を停止します。」と記載しており、「生徒募集を停止したことにより教育空白域が生じる場合には、地元自治体等と連携して通学手段の確保等の支援策を検討します。」としています。御意見にある「1学級規模の分校等」に関して、本校として存続或いは分校化することの基準については、今後、地域の実態や地域協議会での意見等を踏まえ、県教育委員会が方向性を示していきます。
73	小規模校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 高校と地域の連携の記述にある、「地元自治体の移住政策」、「コミュニティーバス等を整備」、「地元自治体との協議の場」などは、県教委と県内自治体との情報連携を示した記述であると解釈する。表記上は案の「検証する・検討する」でかまわないので、記載内容について実際に力を入れて進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、生徒の学びの質を確保するために、地元自治体や地域の連携して、適切な支援策を協議していきます。
74	小規模校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 小規模校を維持するにはコストがかかる。それを他の県立高校の予算で補充するようでは、「公教育のプライド」はどうなっているのか、ということになる。示された方針を実現するためには、小規模校の維持を静岡県の地域政策の一つとして位置付け、そのためのコストを県として予算化することが必要である。その議論を県として行う必要があることを、策定委員会の意見として、文章の中で記述すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模校の在り方を含む今後の県立高等学校の在り方は、各地域協議会での協議内容を踏まえて教育委員会が方針を決定します。その際、公教育に求められる学びの機会を保障する観点から、過疎・中山間地域の生徒に不利益が生じないよう継続的に検討します。 人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公教育に求められる学びの機会を提供するための教育基盤（学校規模・配置、施設、人員等）を確保していきます。
75	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 教員の不祥事が多発しているため、教育委員会として計画策定するならば、まず、教員不祥事根絶計画を策定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の皆様の御意見を真摯に受け止め、不祥事根絶に向けて取り組みます。県教育委員会では、外部有識者で組織する「静岡県教職員コンプライアンス委員会」において不祥事根絶に向けた取組の評価をいただき、新たな施策の検討を実施しています。また、各学校において不祥事根絶取組計画を立て、各学校でも取組を強化しています。具体的には、生徒や保護者への連絡内容等を学校全体で共有して見える化する「学校連絡情報共有サービス」の活用や、教職員の生徒指導に係る共通ルールを定めメール・SNSなどの使用を確認できる体制を整えるなど、不祥事が発生しない環境づくりに取り組んでいます。引き続き、不祥事根絶に向けた教職員の研修を強化していきます。
76	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 「管理職のマネジメント能力の育成については」の後に「適切な労務管理に留意した」を挿入するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向け、日常業務の精選や見直しを進めるとともに、管理職のマネジメント能力の向上の取組も進めています。御指摘いただいた「適切な労務管理」は、管理職のマネジメント能力に含まれます。引き続き、管理職のマネジメント向上に向けて取組を進めていきます。
77	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 管理職の育成や研修は重要であるが、当分の間、管理職（特に校長）の大量交代期にあることから、安定的な学校運営、新任管理職の育成の観点から、多くの他都道府県・政令市で実施している校長職の再任用（校長、県教委事務局や総合教育センターでのアドバイザー等）を実施すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、教員の年齢構成上のアンバランスからくる管理職の大量交代及び、その対応としての再任用管理職の配置の必要性については、県教育委員会としても課題としてとらえております。その対策として、計画的に学校において幅広い年代の教員に主任等の経験をとおして組織マネジメントにかかる資質能力の育成を図ることで、管理職の若手登用を進めるなど、管理職の年齢構成上のアンバランスが生じないようにするとともに、研修等をとおして管理職の育成をし、安定的な学校経営の体制作りを努めます。 一方で、退職校長を県教育委員会事務局等において現役アドバイザーとして配置することについては、豊富な知見を活用することができ、大きなメリットがある一方、財政面での課題も大きいと、新たな職を設置することは非常に困難な状況であります。

No.	項目	意見要旨	対応案
78	教員の在り方	<p>・教育を目指す学生が、静岡県の教育を魅力として感じ、志願してくる環境をぜひ整えていただきたい。基本計画案の中に、大きく項を設け、静岡県を特徴づける「在り方」として記載していただきたい。</p>	<p>・(P13, 47) 御指摘を踏まえ、公立学校教員採用選考試験における志願倍率の低下や教員不足の深刻化など、教員確保に苦慮する状況が続いています。そのため、(P13)「Ⅲ本県高等学校を取り巻く現状と主な課題」に課題として取り上げるとともに、(P47)「(3)教員の在り方」の本文に静岡県で教職に就く魅力ややりがいを、これから進路を決定する高校生等の若年層、また、他都道府県出身者や民間企業経験者に対して積極的に情報発信するなど、教員志望者の拡大に向けた取組等を記載しました。</p>
79	教員の在り方	<p>・「基本計画」は、本県の公立高校教員を志そうと考える県内外の若者が読んで、本県の教職の魅力を感じさせるものでもあってほしいと思う。また、採用試験担当側も受験者に読んだかどうかを尋ねたりするような、「基本計画」の活用がなされてほしいと思う。この観点で、P12「教員の資質向上・多忙化への対応」、P44, 45「教員の在り方」を読むと、本文で、「生徒の学びを支援する伴走者」、「生徒を導く能力と人間性を兼ね備えた教員」(P12)、「使命感や責任感、教育的愛情を持った豊かな人間性」(P44)などある記述はまさにそのとおりだと思うが、「目指す方向性」(P46)にはこれらのメッセージは表されず、求める人材に係る表記としては「倫理観」と「不祥事根絶」とに収束してしまっている感がある。教員を志そうとする若者が「パッションをインスパイアされる」ような記述とは感じられないことが残念である。</p>	<p>・御指摘のとおり、(P49)「目指す方向性」には、それぞれの内容をまとめた表現で記載しています。ただし、(P47)本文中には、教員採用や教員の働き方についてより具体的な内容を追記しました。今後、高校生等の若年層、また、他都道府県出身者や民間企業経験者に対して積極的に情報発信するなど、教員志望者の拡大を図る取組を推進していきます。</p>
80	教員の在り方	<p>・「外部人材をマネジメント層に登用するための条件整備」とは「民間人を管理職に登用するための条件整備」という意味図なのか。</p>	<p>・激しい社会変化の中で、学校が様々な課題に的確に対応していくためには、学校外部の先進的、専門的かつ幅広い視点を取り入れていくことは、欠かすことができない要件となります。現在、高等学校では様々な外部人材の力を借りて学校運営を行っています。特に、組織の経営を司るマネジメント層への民間人の登用は、その意義を一層増していくものと考えています。</p> <p>・浜松城北工業高等学校で令和4年度から取り組んでいる「マイスター・ハイスクール事業」では、民間企業から招聘したCEOが事業のマネジメントを担う体制となっており、CEOは学校と幅広い関係者をつなぐ大きな役割を果たしています。しかし、マネジメント層に民間人を登用するこうした取組は、本県では少数の事例にとどまっています。</p> <p>・今後、民間人の知見を組織経営に取り入れるための具体策として、モデル校において、学校の魅力化推進に向けた組織づくりや経営改革、地域・企業等との連携に関する統括的なコーディネート、教職員の意識改革など、幅広い業務領域を戦略的にマネジメントする人材の登用を進めていきます。</p>
81	教員の在り方	<p>・「(3)教員の在り方」「(ア)教員の資質・能力の向上」(P44)では、「…、使命感や責任感・教育的愛情を持った豊かな人間性、倫理観や使命感など教員としてのマインドを高揚させる研修等に継続的に取り組みます」とあるが、「使命感」が重複していることから、整理して表現することが必要だと思う。</p>	<p>・(P47)御指摘のとおり、語句が重複していましたので、前半の「使命感」を削除し、「今後も知識・技能及び指導方法、専門性を身に付ける研修の実施に加え、責任感・教育的愛情を持った豊かな人間性、倫理観や使命感など教員としてのマインドを高揚させる研修等に継続的に取り組みます。」と修正しました。</p>
82	教員の在り方	<p>・教員志望者の激減を懸念している。社会の少子化傾向を考慮しても、減少率の大きさやその経年変化が危惧される。教員の生き生きとした働きぶりを子どもたちに間近で見ってもらうために、教員の「時間的ゆとり」、「使命感」、「自主性」、「基本的スキル」とそれを獲得する「機会」が不可欠と考える。</p>	<p>・教員が生き生きと過ごすことにより、自らの人間性や創造性を高め、自信と誇りを持ち、生徒に対して効果的な教育活動が行えるよう、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた業務の見直し・効率化や勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などに取り組みます。</p>
83	教員の在り方	<p>・業務のスリム化は一向に進まず、どんどん業務が増えている。授業のスキルを向上させていかなければいけない中間世代は授業以外の業務が多すぎて、授業の準備ができていないように思う。また、自分の授業を向上させようと意欲的な教員も減ってきた。静岡県の教員のレベルを上げることに、もっと重点をおいて欲しい。そのため、教育委員会が主導して、教員の負担となっている「部活動の見直し」と「教員の勤務時間の短縮」を行い、「学校の特色化」を示すべきである。</p>	<p>・部活動の見直しについては、令和2年3月に「静岡県部活動ガイドライン」を改訂し、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと、合理的且つ効率的・効果的な取組を推進しています。また、「しずおかスポーツ人材バンク」や「静岡県教職員人材バンク」等を活用し、専門的な知識・技術を持つ優秀な人材の確保に努めています。</p> <p>・教員の勤務時間の短縮については、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、令和5年4月に改訂された「第2期静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画(次世代育成支援行動計画及び女性活躍推進行動計画)」に基づき、教職員が働きやすい環境を整備し、休暇取得の促進や時間外勤務等の縮減につながる施策に取り組んでいます。</p> <p>・学校の特色化については、各高等学校が地域のニーズや生徒の多様な進路希望に応じて、組織的にスクール・ミッションやスクール・ポリシーを達成できるよう、県教育委員会が充実した支援を行っています。</p> <p>・引き続き、教員の負担軽減に向けて、上記の取組を進めていきます。</p>
84	教員の在り方	<p>・「(イ)学校における働き方改革の推進」に文中にある「今後も、校務の削減・分業化…」の「今後も、」の後に「適切な労務管理・」を挿入するべきである。</p>	<p>・県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向け、日常業務の精選や見直しを進めるとともに、管理職のマネジメント能力の向上の取組も進めています。御指摘いただいた「適切な労務管理」は、管理職のマネジメント能力に含まれます。引き続き、管理職のマネジメント向上に向けて取組を進めていきます。</p>

No.	項目	意見要旨	対応案
85	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 「教職員の心と体の健康の保持・増進を図ります。」の前に「、加えて管理職の労務管理責任を明確化し指導を強化することにより、」を挿入すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向け、日常業務の精選や見直しを進めるとともに、管理職のマネジメント能力の向上の取組も進めています。御指摘いただいた「適切な労務管理」は、管理職のマネジメント能力に含まれます。引き続き、管理職のマネジメント向上に向けて取組を進めていきます。
86	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 将来の静岡県を支える人材を育てるための教員をどう確保するか 教員の質と量を考えなくてはならないと思う。教職は「ブラック」というイメージが付きまとっている、それをどう打破し、静岡県の教員になりたいと思わせる静岡県教育の魅力はどうアピールし、どうやって優秀な人材を確保していくかが、大きな鍵になっていると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> (P13, 47) 御指摘を踏まえ、公立学校教員採用選考試験における志願倍率の低下や教員不足の深刻化など、教員確保に苦慮する状況が続いています。そのため、(P13)「Ⅲ本県高等学校を取り巻く現状と主な課題」に課題として取り上げるとともに、(P47)「(3)教員の在り方」の本文に静岡県で教職に就く魅力ややりがいを、これから進路を決定する高校生等の若年層、また、他都道府県出身者や民間企業経験者に対して積極的に情報発信するなど、教員志望者の拡大に向けた取組等を記載しました。
87	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数を減らし(例えば35人、30人学級)、学級数を増やし県単であっても教員数を増やすことが、教員一人一人の事務量を減らすことになり、生徒と向き合い、また教材研究する教員としての本来の形、教員を志願してきた学生たちが、教員という職業に就いて間違いはなかったと思わせ、質の高い教育が実現されることになるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校の1学級の生徒数については、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、学級定員を原則として1学級40人としていますが、35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、弾力的な学級編制に関する研究を進めていきます。 教員の働き方改革については、「学校における業務改革プラン」に基づき、ICTの効果的活用、地域や外部の専門家との連携・支援等を通じて、教員が生徒と向き合う時間を確保し、より質の高い学びを提供できるよう、多忙化の解消に向けて取り組んでいます。今後も、校務の削減・分業化・簡素化等による働き方改革や先端技術活用による効率化、地域や外部の専門家と連携して取り組んでいきます。
88	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 県全体で地域と連携して探究学習を推進していくのはとても有意義だが、教員が地域連携に関わる企画・運営・連絡・調整等の全てを行うことには無理があり、地域コーディネーターのような人材を活用している場合が多くある。全ての学校に急遽配置するのは無理としても、希望する学校には予算をつけて地域コーディネーターと協力して探究学習を進めていく体制が構築できれば、静岡県の特色として打ち出せると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 探究的な学びの充実に向けて、オンライン上で地域資源を共有し、教員間の意見・情報交換、相談等を日常的に可能とするオンラインプラットフォームを活用するなど、地域連携に熱心な教員による属人的な取組や一過性の盛り上がりで終わらないよう、教員の業務負担の軽減を踏まえた持続可能な推進体制の構築に取り組みます。 「静岡県教職員人材バンク」には、臨時的任用職員を始め、学校及び社会教育に係る人材の登録が多数あり、引き続き、各種コーディネーターなど専門的な人材の活用拡大を図り、優秀な人材の確保に努めます。
89	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新規のとりくみを行うのであれば、それに相応する人員を配置すること。仕事が増えれば、人が必要なのは当たり前ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 「Ⅳ県立高等学校の今後の在り方 1目指す県立高等学校像」の中で、「人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公教育に求められる学びの機会を提供するための教育基盤(学校規模・配置、施設、人員等)を確保する。」としています。今後に当たっては、各学校の実態や他県の取組状況等を踏まえ、様々な視点から検討を進めます。 「静岡県教職員人材バンク」には、臨時的任用職員を始め、学校及び社会教育に係る人材の登録が多数あり、引き続き、特別免許状を有する教諭や各種コーディネーターなど専門的な人材の活用拡大を図るとともに、教科指導や部活動指導等において、教職員人材バンクを更に有効活用し、優秀な人材の確保に努めます。
90	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 脱法行為である「未配置」を早急に解消すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (P14)「Ⅳ県立高等学校の今後の在り方 1目指す県立高等学校像」の中で、「人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公教育に求められる学びの機会を提供するための教育基盤(学校規模・配置、施設、人員等)を確保する。」としています。今後に当たっては、各学校の実態や他県の取組状況等を踏まえ、様々な視点から検討を進めます。 「静岡県教職員人材バンク」には、臨時的任用職員を始め、学校及び社会教育に係る人材の登録が多数あり、引き続き、特別免許状を有する教諭や各種コーディネーターなど専門的な人材の活用拡大を図るとともに、教科指導や部活動指導等において、教職員人材バンクを更に有効活用し、優秀な人材の確保に努めます。
91	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 高校の長時間労働の一因である部活動の地域移行をすすめる。当面、部活動への生徒の全員加入の強制、教員の顧問の強制をやめるよう通知すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の見直しについては、令和2年3月に「静岡県部活動ガイドライン」を改訂し、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと、合理的且つ効率的・効果的な取組を推進しています。また、「しずおかスポーツ人材バンク」や「静岡県教職員人材バンク」等を活用し、専門的な知識・技術を持つ優秀な人材の確保に努めています。
92	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 標準時数を大幅に上回る科目については、授業の持ち時間数を減らすよう当該の学校を指導すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が生き生きと過ごすことにより、自らの人間性や創造性を高め、自信と誇りを持ち、生徒に対して効果的な教育活動が行えるよう、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた業務の見直し・効率化や勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などに取り組めます。

No.	項目	意見要旨	対応案
93	教員の在り方	・教員の多忙化への対策が何よりも必要ではないか。様々な形で「支援員等」を設置することもありがたいが、それよりも通常の教育活動において業務の精選を教育委員会としてリードして欲しい。	・教員が生き生きと過ごすことにより、自らの人間性や創造性を高め、自信と誇りを持ち、生徒に対して効果的な教育活動が行えるよう、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた業務の見直し・効率化や勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などに取り組みます。
94	教員の在り方	・教員のオーバーワーク、教員不足の問題をはじめ、多くの問題は、教育現場に次から次へと多くのことを求める一方で人を増やす等の対策をせず、現場の努力に依存したことに帰結している。高校標準法が改正され、適切な地方交付税措置が行われて必要な人員が配置されるようになれば、高校が抱える問題の多くは解決すると考える。法改正について国、政治家に働きかけていくことは重要だが、国の遅い動きを待っているうちに手遅れになる可能性がある。学校、そして教育を大切な社会資本と考える都道府県では、地域の高校を守るために県単独の加配を行っている。地域社会を守るために、高校で働く教員をどのように守っていくのか、県として明確な方針を示す必要があると考える。	・教員が生き生きと過ごすことにより、自らの人間性や創造性を高め、自信と誇りを持ち、生徒に対して効果的な教育活動が行えるよう、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた業務の見直し・効率化や勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などに取り組んでいきます。 ・全国都道府県教育長協議会等を通じ、高等学校における1学級40人を標準とする高校標準法を改正し、35人以下学級の標準の早期実現を国に対して継続的に要望していきます。
95	施設・設備	・いくら学校が魅力化・特色化に向けた努力をしても、志願者を集めるには厳しい施設・設備となっている学校の現状は是非受け止め、早急に対策をとって欲しい。ある地域の中学生対象アンケートでは、私立高校との比較で、施設・設備が古いので公立高校を選ばなかったと答えているケースもあり、危機感を持っている。	・「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づき、校舎や体育館の耐震化、天井等の非構造部材の落下対策などの地震対策に取り組んできました。現在は、県立高等学校の建替え・改修等の老朽化対策や、空調設備の整備、トイレの洋式化などを計画的に行っています。引き続き、生徒が安心して快適な学校生活を過ごせるよう、県立学校施設の適正化や整備を着実に推進していきます。 ・新たなテーマを掲げた新構想高等学校等を設置する際は、新しい学びが実現できる柔軟な教育空間づくりを検討します。
96	施設・設備	・「(4)施設・設備」の「目指す方向性」で「ファシリティマネジメントの観点による、総量の適正化…」との記載があるが、「ファシリティマネジメント」についての説明(脚注)があるのとよいと思う。	・(P50) 御指摘を踏まえ、用語の説明を脚注に記載しました。
97	その他	・入学後にその学校が生徒に合わなかった場合、他の県立高校へ転校ができないことでやむなく通信制高校へ転学したという話を聞いた。転校の事由は個別面談等で判断するなどし、引っ越し以外でどうしても通学が難しくなった場合の選択肢として他の県立高校がないことが疑問である。	・公立高等学校には、転入学・編入学試験の実施について、保護者の転勤等による一家転住のために籍校への通学が困難になった場合はもとより、進路変更や学校不適應等により転入学を希望する場合においても、その理由が適当と判断できるときは、受験機会を与えるなど弾力的に対応するよう通知しているところです。
98	その他	・中学校における不登校生徒が年々増加傾向にある。中学校では、様々な生徒に寄り添い、粘り強く指導・支援を続けている。県立高校の在り方を議論する際には、義務教育から途切れない指導・支援が続けられる体制や研修を基本計画の中に位置づけることをお願いしたい。県立高校でも、誰一人として取り残さず、持続可能な社会の創り手を育てるために、多様化に対応した生き残り選ばれる高校を構想して欲しい。	・本県では、社会変化に対応できる自立した人材を育成するため、学び直しや日本語学習など多様な学習ニーズに応える教育活動の拡充や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携したセーフティネット機能の向上に取り組み、生徒一人ひとりに応じた支援体制の強化に重点を置いています。また、地域や生徒のニーズを踏まえた学科・コース(類型)等の検討や探究的な学びの充実など、生徒の興味・関心を深める学びの展開に取り組んでいます。普通科、専門学科、総合学科、定時制・通信制の各高等学校の地域バランスを考慮した設置により、一人ひとりの学びのニーズに応じた学習環境を提供しています。
99	その他	・私立通信制高校を選ぶ生徒が急激に増えている現状とその理由をきちんと分析し教育委員会として把握してもらいたい。私立通信制高校の学校見学、説明会等は学校教育はじめめ先生方にも勧めてもらい、「誰一人取り残さない教育」を実際に目の当たりにして欲しいと思う。	・県教育委員会では、県内中学校卒業者の広域通信制高等学校への進路状況は把握しています。引き続き、県私学振興課、県高等学校長協会及び県公立高等学校協議会等でも情報共有します。
100	その他	・高校教育課・特別支援教育課のほかにインクルーシブ教育課の設置の検討が必要であるとする	・県教育委員会では、高等学校のセーフティネット機能の向上に向けて、医療・福祉機関等との連携による支援体制の構築に取り組んでいます。また、各機関の役割や必要な体制等について県庁内の関係課によるワーキング・グループ(WG)や関係機関との連携により継続的な検討を進めています。
101	その他	・審議会委員に特別支援教育の専門家や保護者、また福祉の専門家が選出されていないのはなぜか。今の人は「誰ひとり取り残さない教育」や「インクルーシブ教育」の理念から外れているのではないかと。	・定時制・通信制高等学校の校長経験者や、障害者及び特別な支援が必要な生徒を支援するNPO法人の代表理事を審議会委員、又はオブザーバーに委嘱しています。
102	その他	・基本計画(案)では「学力」を用語として用いている場面はほとんどないが、本県は学校教育法に基づく「学力の三要素」をどのように認識しているのかが不明である。学力の三要素のひとつである「主体的に学習に取り組む態度」は、高等学校段階の学びにおいては「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」と解釈されており、この「主体性・多様性・協働性」がたいへん重要であると認識している。「学力」とは、この「主体性・多様性・協働性」と、他のふたつの要素とをすべてあわせた資質・能力を指すものであると理解している。この考え方を基に、各高等学校において、現行学習指導要領の実施とともに充実が求められた学習評価について、各高等学校は試行錯誤しながらも、妥当性のある評価への努力を続けているものと思う。	・本県も国の方針と矛盾しない考えを持って高等学校教育改革を推進しています。社会で生じる様々な変化や課題に対して求められる能力も変わり続け、特定の分野の知識や技能だけでなく、生涯を通じて新たなことを学び、予測できない変化を前向きに受け止め、新たな価値の創造に挑んでいく力が求められます。 また、実社会においては、様々な判断を求められる機会に直面することとなるため、生徒の可能性や能力を最大限に伸ばすための各高等学校の特色ある取組や、教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成が不可欠となっています。 本県の高等学校教育は、単に主体的に学ぶだけではなく、「個人として自立し、多様な生き方や価値観を認め、自他を大切にしながらよりよい社会づくりに参画し、貢献できる人材」、すなわち「有徳の人」の育成に重点を置いています。そのため、生徒一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と仲間との学び合いを中心とする「協働的な学び」に加えて、自ら課題を設定し、解決に向けて知識を深め、他者と協働してその方法を見出していく「探究的な学び」の充実に取り組むことが重要と認識しています。